

市役所・区役所駐車場の適正利用(有料化)実施計画

平成20(2008)年12月

川崎市

はじめに

川崎市では、公共サービスとして必要なものを、確実に市民へ提供するために、厳しい財政状況のもと、全ての施策や制度を検証し、見直しを図りながら、行財政改革に取り組んできました。

この間、市役所・区役所の駐車場についても、市民が利用しやすい駐車場とするための検討を重ねてきました。

このたび、市役所・区役所及び併設する市民館・図書館などを利用する市民に、駐車場をスムーズに利用していただくため、「市役所・区役所駐車場の適正利用（有料化）実施計画」をとりまとめ、駐車場の効率的な利用と、利便性の向上を図ることとしました。

1 現状・課題

現在、市役所・区役所駐車場は、施設に用事がない方も利用できる状態となっています。このため、次のような課題があります。

(1) 長時間利用、目的外利用

市役所・区役所及び併設する市民館・図書館、スポーツセンター、休日急患診療所等の施設（以下「市役所・区役所等」という。）の利用にあたって、自家用車による来所が多く、長時間駐車による混雑が見受けられます。

また、市の施設に用事がない方が、市役所・区役所の駐車場を利用（以下、目的外利用という。）している現状もあります。これに対しては、来庁の目的を確認する対策等を講じてきましたが、十分な抑止効果はあがらず、駐車場利用の適正化も求められています。

(2) 長時間の入庫待ち、待機車両による渋滞発生

駐車場の混雑により、入庫までに時間がかかり、施設利用者が駐車場をスムーズに利用できない状況があります。

また、入庫を待つ車が滞留して、渋滞を招くとともに、周辺の交通の流れを阻害する場合もあって、改善を求められてきました。

(3) 管理経費負担

駐車場の管理運営のために、出入り口に駐車券の発券機やゲートを設けるなど、多大な経費を支出しています。

(4) 駐車場利用の有無によるサービスの違い

市役所・区役所等の利用にあたって、公共交通機関を利用したり、徒歩で来られたりする方と、自家用車で来庁し駐車場を利用する方

との間には、利便性の享受の面で受けるサービスが異なり、不公平感が生じています。

また、市の委託を受けた駐車場整理員が車両の誘導、交通整理までを行っている現状等に対して、駐車場利用者に特別なサービスを与えているとする声もあります。

2 課題解決に向けた方針

市役所・区役所駐車場に求められる適正利用のあり方について、次の3点を基本項目として設定しました。

《駐車場の適正利用実施後のあり方》

(1) 駐車場を真に必要とする利用者に、必要なサービスを提供

市はサービスを必要とする市民に、必要なサービスを迅速かつ適正に提供しなくてはなりません。市役所・区役所駐車場を、真に必要とする方にスムーズかつ適正に提供します。

(2) 市役所・区役所駐車場の機能を確保しつつ、利便性向上を推進

利便性の向上を図る場合、市役所・区役所等の利用者が使いやすいことが重要なため、市役所・区役所駐車場という機能は確保し続けることとします。

(3) 民間活用による公共的駐車場の効率的運営

民間にできることは民間に任せるという理念から、民間の駐車場運営のノウハウを活用して、施設利用者にとっての利便性を高めた「公共的駐車場」を効率的に運営します。

適正利用のあり方(1)から(3)に基づいて、市役所・区役所駐車場に関する課題を解決するため、次の方針を定めました。

《課題解決に向けた方針》

(1) 自家用車利用の抑制、長時間駐車抑制

市役所・区役所等を利用する場合、自家用車の利用を控えてもらうとともに、長時間駐車も抑制します。

(2) 適正な利用の推進

車による来庁が真に必要な利用者が、スムーズに駐車場が利用できるように、地域の特性に配慮して、効率性を高め、目的外利用を抑制することで、待ち時間の解消と待機車両の発生防止を図り、利便性を向上させます。

(3) 受益者負担の導入

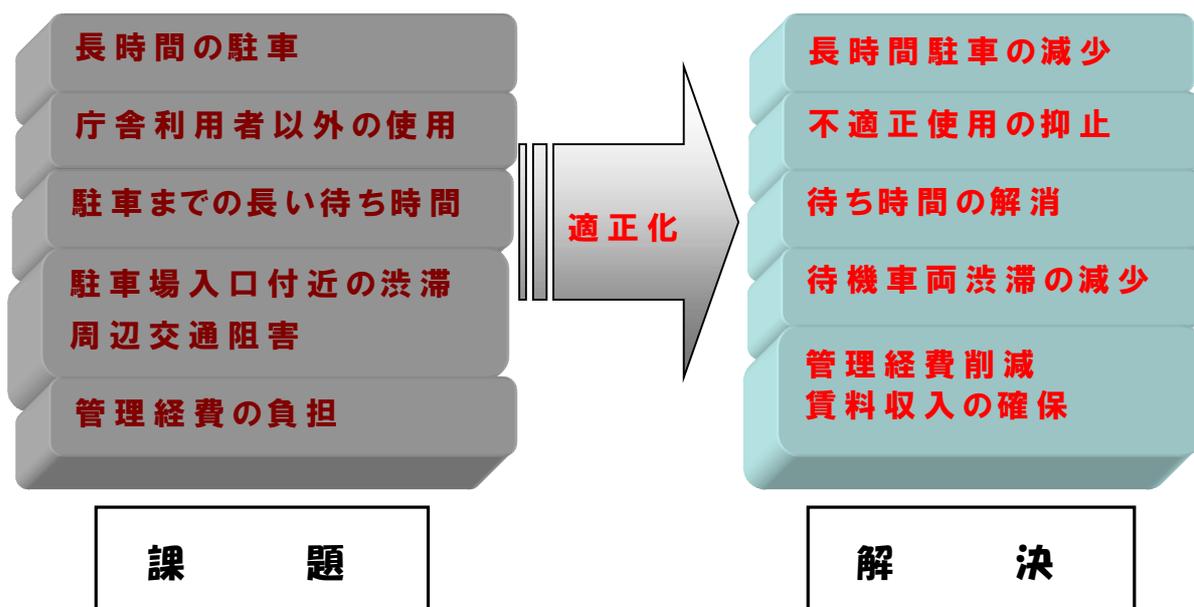
受けるサービスの違いによる不公平感の解消を図るため、駐車場の利用者には、利便性の享受や駐車場スペースの占有という受益に応じて、相応の負担をしていただきます。

(4) 民間活用と市有財産有効活用

駐車場のより効率的な運営を図るため、民間の駐車場事業者のノウハウを活用します。駐車場の管理経費を削減するとともに、市有財産の有効活用による収入を確保します。

収入の一部は区の事務事業・区民のサービスの向上などに充当します。

庁舎駐車場の適正利用（有料化） による課題解決に向けた方針



3 具体的な取組み

(1) 適正利用対象駐車場と開場時間等

対象とする駐車場は、本庁舎を始め次表の駐車場とし、原則として24時間開場とします。ただし、庁舎の構造上、セキュリティが確保できない場合などには、開場時間を制限することがあります。

なお、支所・出張所等の駐車場については、利用に関して深刻な状態が発生してないことから、当面の間、これまでどおりの運用を

続ける方針とします。

適正利用対象駐車場

名 称	対 象 施 設
市役所本庁舎	本庁舎、第3庁舎、川崎御幸ビル等、市が事務室として借り上げている市役所周辺ビル
幸区役所	幸区役所、市民館、図書館、スポーツセンター、さいわい健康福祉プラザ、石川記念武道館
高津区役所	高津区役所、みぞのくち市税事務所
宮前区役所	宮前区役所、市民館、図書館、消防署
宮前市民館・図書館	
宮前区役所第2	
多摩区役所	多摩区役所、市民館、図書館、休日夜間急患診療所・北部小児急病センター、薬事センター、防災センター
麻生区役所	麻生区役所、市民館、図書館、休日急患診療所、しんゆり市税事務所

(2) 駐車場の運営形態

- ① 行政財産の貸付けを受けた民間駐車場事業者が運営する公共的駐車場
- ② 対象駐車場を一括して貸付け、一斉に適正利用（有料化）を実施
- ③ 原則24時間開場（庁舎のセキュリティ等の関係で時間制限あり）
- ④ 市の主催する訓練・イベントなどのため、営業停止日を設定

市は、対象駐車場を民間駐車場事業者に一括して貸付け、適正利用（有料化）を一斉に実施することとします。形態は、時間貸し駐車場となります。

また、市が主催する訓練や区民祭などのイベントで駐車場を使用する場合には、駐車場の営業を停止します。

(3) 利用者の無料措置に関する区分と出庫までの手続き

《無料措置の原則》

- ・市役所・区役所等利用者は原則 1 時間無料

《特例》

- ① 障害者は、所要時間無料
- ② 市主催会議の委員等や市と連携するボランティアなどの車両は所要時間無料
- ③ 工事用車両、機材搬入などの車両は所要時間無料
- ④ 電気自動車及び燃料電池自動車は所要時間無料

《手続き等》

- ① 無料の措置を受ける場合、利用者は窓口で必要な認証措置を受けてから精算・出庫
- ② 目的外利用者（市の施設を利用しない駐車目的のみの利用者）は、周辺より高い料金で精算・出庫（平日の市役所・区役所の開庁時間帯等）

《原則》

市役所・区役所等で用事を済ませた利用者は、窓口等で認証措置を受けることで、原則 1 時間まで無料となります。1 時間を超えた料金が発生した場合、超過料金を精算して出庫していただきます。

《特例》

特例として、1 時間を超過しても、一定の条件に当てはまる利用者はその旨を対応した窓口などに示していただくことで、所要時間を全て無料とする措置をとります。精算時に超過料金は発生せず、無料で出庫することができます。

所要時間無料については、次のような条件となります。

	対 象	内 容
1	障害者	・障害のある方の運転、同乗させている場合 (障害者手帳又は療育手帳等を提示)
2	会議の委員	・市が主催する会議等で、公共性が高く、参加者が委員又は同様の位置付け(参画、協働など)がある場合
3	市と連携するボランティア	・市の事務事業と密接に関連するボランティア活動、ボランティア育成講座の参加者
4	機材搬入車両	・市民館の講座等に必要な機材等を搬入する車両で、事前に許可を得た場合 ・物品等の納入、図書の入替え等の車両(ゴミ収集車、郵便車、配送車等を含む)
5	電気自動車 及び燃料電池 自動車	・燃料が電気又は圧縮水素で走行する車両 (車検証(写しを含む)の提示により確認) ※
6	工事用車両	・庁舎等の補修工事に必要な車両
7	その他	・市がやむを得ないと判断する場合(集中的に事務が発生し、対応・処理が遅れてしまった場合など)

※地球温暖化対策の一環として、電気自動車及び燃料電池自動車の普及を促進するため。

4 料金体系

各駐車場の料金は、近隣の民間駐車場の料金を参考に、駐車場事業者が市と協議のうえ、設定することとします。

特に、平日の市役所・区役所が開庁している時間帯は、市役所・区役所等に用事がある方が、駐車場を利用しやすくするために、この時間帯の目的外利用を抑制する料金とします。

- (1) 平日の市役所・区役所の開庁時間帯は、目的外利用の料金を、周辺の民間駐車場より高めの料金体系とします。
- (2) 早朝・夜間、土・日など、その他の時間帯における駐車料金は、周辺駐車場の動向を勘案して設定することとします。(ただし、併設施設の開庁時間帯の範囲内で、目的外利用の料金を、周辺の民間駐車場より高めの料金体系とすることも可能とします。)

【料金設定の標準例】

時間	曜日の区分		
	平日(土曜開庁日を含む)		土・日・祝
0:00 ～8:00	事業者駐車場	60分100円	事業者駐車場 20分100円
8:00 ～18:00	庁舎等駐車場 (来庁者利用)	20分100円	
	(目的外利用)	60分600円 以降20分200円	
18:00 ～24:00	事業者駐車場	20分100円	

(注) いずれの曜日・時間でも、市役所・区役所等の利用者は原則
1時間無料。

【利用料金の仕組み：事例として】

	具体的な用途	駐車時間	無料時間	処理と出庫
①	区役所の区民課で転入手続き	50分	50分	窓口で認証の処理を行い、精算機に駐車券を通して出庫
②	平日に区役所に併設する市民館で会議室を利用	2時間 20分	1時間	窓口で認証の処理を行い、精算機に駐車券を通して、超過の1時間20分の料金を支払い出庫
③	土曜日に区役所に併設する図書館で図書借出し	50分	50分	窓口で認証の処理を行い、精算機に駐車券を通して出庫
④	日曜日に区役所に併設する図書館で資料調査	1時間 40分	1時間	窓口で認証の処理を行い、精算機に駐車券を通して、超過の40分の料金を支払い出庫

5 実施効果

適正利用（有料化）を実施した場合の効果として、目的外利用、長時間駐車、待機車両による渋滞などへの抑止効果が期待できます。

(1) 目的外利用の減少

対面での認証を厳密にすること及び平日に高い料金を設定することで、目的外の利用が減少します。

(2) 長時間駐車 of 減少

駐車時間の短縮や入庫・出庫の円滑化により、駐車場に空きが生まれ、駐車場を真に必要とする利用者に提供しやすくなります。

(3) 待機車両による渋滞発生 of 減少

入庫待ちの待機車両を減らし、近隣に交通渋滞を発生させる頻度を減少させます。

(4) 自家用車利用 of 抑制

自家用車の利用が抑制されることで、CO₂の排出抑制につながり、地球環境温暖化対策への効果も期待できます。

(5) 歳出削減と歳入確保による財政効果

行財政改革の側面からは、これらの駐車場に関連する経費の削減と、貸付収入による歳入の確保で、8千万円程度の財政効果が見込まれます。

6 実施スケジュール

(1) 平成21年5月から適正利用（有料化）を実施します。

〔開始時期を5月とした理由〕

・区役所の事務が集中する4月を避け、導入時の混乱を少なくすることが可能。

・早期実施により、最大限の財政効果を得るため。

(2) 事前の周知（市、区のホームページ、市政だより、庁舎内外への掲示、チラシ配布等）を徹底し、利用者に混乱を与えないような措置をとります。

問 合 せ 先

財政局資産管理部資産運用課

電話：044-200-2083

E-mail：23sisan@city.kawasaki.jp